○東広島市総合福祉センターの減免に関する内規

## 東広島市総合福祉センター設置及び管理条例施行規則（昭和６０年東広島市規則第１４号）第１２条第１項に規定する使用料の減免については、次表に定めるとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| NO | 減免対象及び内容 | 減免内容 |
| １ | 東広島市(小学校、中学校、幼稚園、保育所を含む)が主催及び共催する場合（同規則第１２条第１項第１号によるもの） | 全額 |
| ２ | 国及び県(大学、高校、小学校、中学校、独立行政法人を含む)が使用する場合 | 全額 |
| ３ | 社会福祉法人等(私立保育所を含む)が主催する場合 | 使用料の半額 |
| ４ | 東広島市が１００％出資する団体が主催する場合 | 全額 |
| ５ | 東広島市の所管課が必要と認めた場合 | 全額 |
| ６ | ボランティア活動、福祉活動等の活動を行っている団体で、広く市民に参加の門戸を広げている場合 | 全額 |
| ７ | 市民の社会福祉の増進に関連する団体が主催する場合 | 全額 |
| ８ | 市から委託を受けた者が組織する団体、あるいは、官公庁より活動補助金を受けている団体が主催する場合 | 全額 |
| ９ | 市が所有する他の公共施設の減免承認を受けた者が、災害その他当該利用者の責めによらない理由により当該施設を使うことができない場合 | 当該施設における減免内容に準じる |

１　この内規は、令和６年１０月１日から施行する。

２　総合福祉センター及び福祉センターの減免に関する内規は、廃止する。

３　この内規は、営利団体及び入場料を徴収する場合は適用されない。

４　減免手続きは、原則として使用するごとに提出するものとする。ただし、同一団体が同一内容で複数回使用する場合は、該当年度の末までは一括して提出することができる。また、ＮＯ１の場合に限り、減免申請書の提出を省略できるものとする。

５　この内規は、対象団体の趣旨及び目的に則した内容で関連行事として使用する場合に限る。